

■ 制度概要

- 子ども・子育て支援金制度とは、少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から子ども・子育て支援納付金（以下「子ども支援納付金」という。）の拠出を求める制度。
- 令和8年度より毎年度、国は、子ども支援納付金の対象費用に充てるため、医療保険者から子ども支援納付金を徴収し、保険者は、保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金（以下「子ども支援金」という。）を徴収する。
これに伴い、国民健康保険料（医療分、後期分、介護分）において、子ども支援金を徴収するための子ども支援納付金分が新たに加わることとなる。
- 国民健康保険における子ども支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援納付金に係る均等割額の10割軽減の措置が講じられる。
- 医療保険者への財政支援としては、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置が講じられる。

〔 子ども支援納付金における均等割額の10割軽減の仕組み（イメージ図） ※二方式の場合 〕

（18歳未満被保険者）

$$\text{保険料 (子ども支援金分)} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

（18歳以上被保険者）

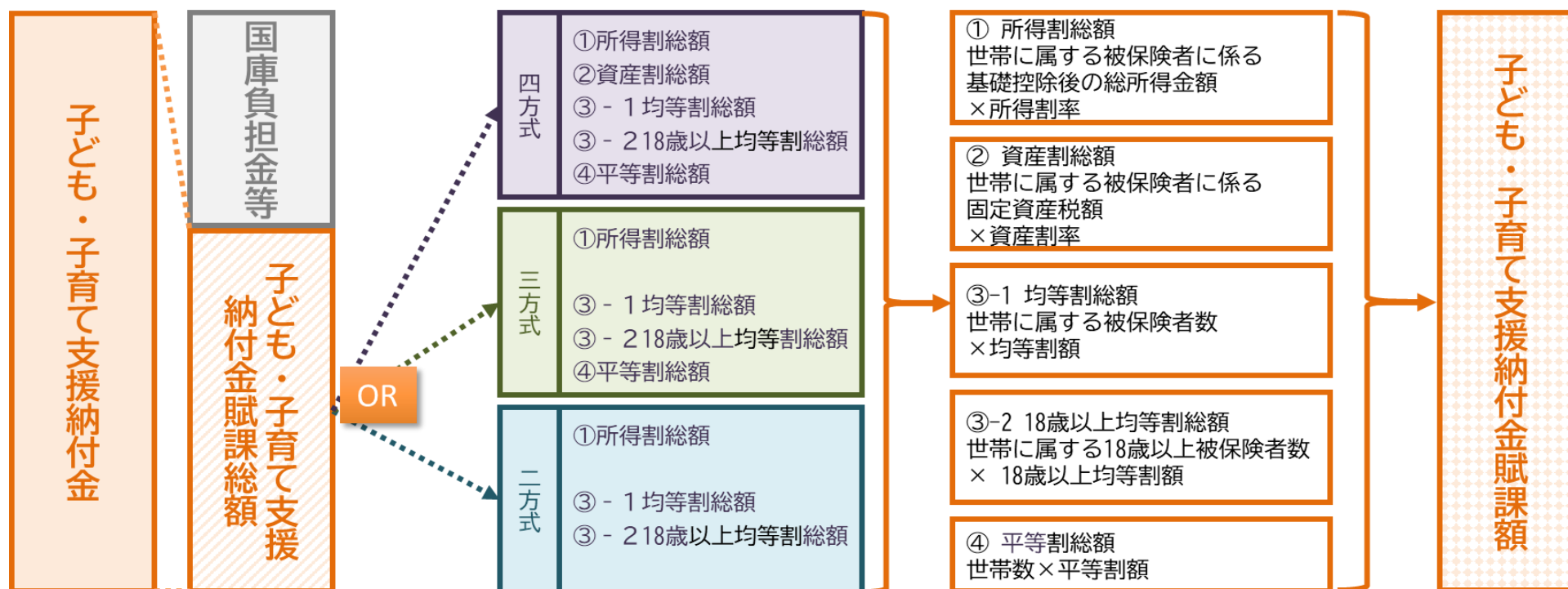
$$\begin{aligned} & \text{18歳未満均等割軽減額の総額} \div \text{18歳以上被保険者数} = \text{18歳以上均等割額} \\ \text{保険料 (子ども支援金分)} &= \text{所得割額} + \text{均等割額} + \text{18歳以上均等割額} \end{aligned}$$

- 国が示す算定方法によると、18歳未満被保険者の均等割額について10割軽減した上で、当該軽減分を18歳以上被保険者に賦課することにより、子どもがいる世帯への負担が軽減される仕組みとなっている。

■ 子ども支援納付金に係る具体的な賦課方式の検討及び大阪府国民健康保険運営方針（素案）の改定

- 令和8年度からの子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、大阪府においては、保険料水準を完全統一していることから、医療分等における賦課方式と同様に、**子ども支援納付金分における賦課方式についても、統一基準として定める必要がある。**
- そのため、新たに子ども支援納付金分に係る賦課方式を定めた上で、**大阪府国民健康保険運営方針の改定（追記）を行うもの。**
- 具体的な賦課方式については、子ども支援納付金分は、国民健康保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、保険者が設定することとされており、医療分等と同様に具体的な賦課方式の適用については、保険者に委ねられている。
- そのため、同様に賦課対象に制限がある介護分の取扱等を参考としつつ、以下のとおり賦課方式等の検討を行った。

〔賦課方式のイメージ図〕



※ ③-1と③-2の区分については、18歳までのこどもの被保険者の均等割額の全額軽減に際して、まず均等割総額について公費による低所得者軽減等に要する額を控除した上で、その残額を18歳以上被保険者に賦課することとするため、均等割総額とは別に18歳以上均等割総額を設けている。

■ 賦課方式の内容及び大阪府統一基準における適用状況等

- 現行の国保料にかかる賦課方式については、以下のような観点を踏まえて、大阪府では統一基準として定めている。

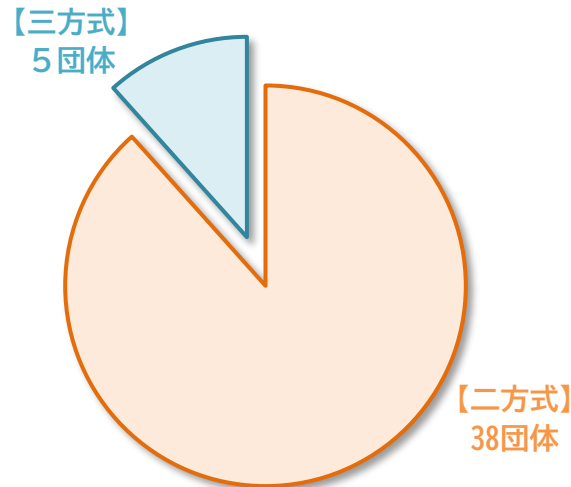
按分方法		四方式	三方式	二方式
概要		・資産割について、かつては農林水産業や自営業等の職業の被保険者の割合が多く農地等に対する課税が主だったが、近年は住宅・宅地等に対する課税が主となり、被保険者全体に広く課税されることで、低所得者の負担が大きくなりやすいほか、他市町村にある農地等に課税できず不公平な面がある。 (保険料水準統一加速化プラン(第2版抜粋))	・四方式と比較して、低所得者への負担が公平になるとともに、二方式と比較して1世帯あたりの被保険者数が多い世帯の負担が軽減されるなど、四方式と二方式と比較して、被保険者の公平性が図られる。	・被保険者数に応じた負担となることから、1世帯あたりの被保険者数が多い場合、世帯における負担が大きくなる一方で、賦課の対象等が限定される場合には、世帯単位ではなく、被保険者単位での公平性を図ることが出来る。
大阪府	按分方法	-	・医療分 ・後期高齢者支援金分	・介護納付金分
	採用理由	-	・府内の多くの保険者が採用している「3方式」とする。	・賦課の対象が40歳以上65歳未満の被保険者に限定されることを踏まえ「2方式」とする。

■ 賦課方式の検討にあたっての着眼点等

- 「四方式」については、現在の国保加入者は低所得者が多く、また、他の区分では四方式を採用していないことから、**採用しない**。また、子どもがいる世帯は均等割が10割軽減される中、「三方式」を採用すると、「二方式」を採用する場合と比較して、所得割に加え世帯に賦課する平等割も生じ、**子どもがいる世帯の負担が大きくなる**。一方で、「二方式」を採用した場合、平等割がなくなることで、均等割の負担が**大きくなり、18歳以上被保険者への負担が増す**ことになる。
- 子ども支援金については、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳未満被保険者の均等割額の10割軽減分を18歳以上被保険者に賦課する仕組みとなっており、賦課の対象を限定的(18歳以上被保険者)に捉えている。

■ 市町村へのアンケート結果

○ 賦課方式の決定にあたって実施した全市町村へのアンケート結果については、以下のとおり。



賦課方式	主な意見
【二方式】 38団体 (88%)	➤ 子ども・子育て支援金制度は少子化対策を目的としており、子どもがいる世帯の負担が増えないことが前提。子育て世帯の負担を軽減することが重要であり、二方式が制度の趣旨に合致している。 ➤ 賦課の対象を18歳以上の被保険者に限定することは、介護分と同様の考え方であり合理的。国からの財政支援も介護納付金の例を参考にしているため、二方式が適当。 ➤ 被保険者数に応じた負担となることで、被保険者単位での公平性を図ることができる。三方式では単身世帯の負担が大きくなるため、二方式が望ましい。 ➤ 18歳未満の子どもがいる世帯でも、18歳以上の世帯員数により、二方式・三方式のいずれを採用するかで負担の増減幅が変化するため、子どものいる世帯の負担をより少なくするという観点から賦課方式を判断するのは困難。
【三方式】 5団体 (12%)	➤ 平等割を設定しない場合、均等割額が増大することになるため、世帯員数が増加するにつれて負担が増大し、併せて負担感が強くなる。 ➤ 子どもがいる世帯の負担を軽減することが重要であり、三方式では18歳未満の子どもがいる世帯の負担が軽くなる傾向がある。子どもがいる世帯の負担がより少ない三方式のほうが適切。ただし、三方式を採用した場合、18歳以上の単身世帯やひとり親+子どもの世帯の負担が大きくなる可能性があるため、これらの世帯に対する配慮が必要。 ➤ 子ども子育て世帯を社会全体で支える仕組みとして、平等割を設定することは重要。

■ 子ども支援金に係る賦課方式の決定

- 子ども支援金については、当該制度が少子化対策に係るものであることを踏まえ、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳未満被保険者の均等割額の10割軽減分を18歳以上被保険者に賦課する仕組みとしており、子育て世帯への配慮のもと、賦課の対象を限定的（18歳以上被保険者）に捉えている。
- また、子ども支援金の賦課が18歳以上被保険者に限定される仕組み上、子育て世帯の被保険者であっても、他の被保険者との関係では、受益と負担の公平性の観点から、18歳以上被保険者単位での公平性を図る必要がある。
- これらを踏まえるとともに、アンケート結果も鑑み、子ども支援納付金分の**賦課方式**は、**「二方式」**とし、**賦課割合**は二方式を適用することを踏まえ、**「100:0」**とする。

■ 今後のスケジュール

○ 子ども・子育て支援金制度に係る運営方針の改定に向けたスケジュールについては、以下のとおり。

